

# 平成31年度事業計画書

社会福祉法人 身体障害者自立協会

はじめに

平成30年度は日本国内が多くの災害に見舞われ、気象異常も相俟って未曾有の被害を被った地域がございます。被害に遭われた方々に謹んでお祈り申し上げ、癒しと平安がもたらされるように祈念するものであります。

当法人におきましては、理事、監事、評議員の皆様のご支援をいただき、なんとか平成30年度の終わりを迎えることができました。法人内の出来事としては大小様々な波があり、利用者の定着等、課題を残しておりますが、今回の計画において皆様のご指導、ご鞭撻を仰ぐことにより、一つ一つ解決を図りたいと考えます。

平成29年度に社会福祉法が改正され、社会福祉法人の運営について統治の強化、法令遵守の徹底などが規定され、透明性のある運営が求められているところであります。当法人においても平成30年度の監査によって是正すべき内容についてすでに通知をいただいております。今後も法人として社会福祉法の趣旨に沿い、公益法人としての務めを果たすよう運営して参る所存であります。

福祉サービスに関しても、計画相談支援をはじめとした、障がい者ケアマネジメントの手法によって、多くの障がい者の権利を守り、「エンパワメント」していくことが当たり前のことになってきました。そして「地域共生社会」の中で障がい者も子供たちも、そして高齢者も全て含めて、ともに生きる社会を築くことが肝要であります。この情勢の中、当法人は、当事業所は、地域のために何ができるのかを専一に考え、今年度の計画の骨子としていきたいと考えます。

さて、平成31年度の事業計画として、まず、平成30年の2月より、当法人事業所「フリーダム創生」生活介護事業所において「共生型通所介護」サービス（介護保険事業）を行っております。これは一人の利用者の方が1月末にて65歳となり、本来、障がい福祉の事業所の利用ができなくなるのですが、事業所が共生型通所介護の指定を受けたことによって、通いなれた事業所において継続して通所することが可能となりました。この平成31年は本格稼働と同時に、この1年を置いて次々と高齢者になられる障害者のために、ケアの研鑽、設備の整備等、研究することが必要です。

また、平成31年の4月からは当法人内において「フリーダム創生」とは別拠点区分として「計画相談支援」事業を始めることを計画しております。現在、障がい者、障がい児は福祉サービスを受ける際にはそのプランを計画相談支援事業者に依頼し、そのプランを根拠

としてサービス支給がなされます。今まで当法人では、その部分を他社に頼っていましたが、一層、「地域共生」が叫ばれる中、当法人においても地域に住まう障がい者、障がい児のために、「地域資源と障がい者、障がい児を結びつける」ことを理念として計画相談支援事業を開始したいと考えております。

上記のことを踏まえ、法人の1年間の事業計画を下のように定めます。

## 1. 法人・施設の運営方針

### ①組織運営のガバナンスの強化およびコンプライアンスの徹底

法人役員および評議員が適正なる法人運営のために、定期的に理事会、評議員会を開催しガバナンスの強化に努めます。そして人権擁護、虐待防止のためコンプライアンス（法令遵守）の考えを職員に浸透させるよう、各種研修会等を実施いたします。

### ②各種研修会の実施

人権研修を必須の研修として、その他、社会人として大切なことを研修いたします。

### ③フリーダム創生の運営

3事業多機能事業所として運営していた「フリーダム創生」に関しては昨年6月に「就労移行支援事業」ワークス落穂を廃止いたしましたが、「生活介護事業」シオンの家、「就労継続B型事業」工房ナザレが元気に稼働しております。共生型通所事業の本格的稼働やB型事業所の工場新築など、課題もたくさんありますが、今後とも変わらず「障がい者が額に汗して労働し、お金を稼ぐ」という一点を守り、事業運営に努めてまいります。

### ④共生型サービスの本格的稼働（介護保険事業）

平成31年2月より実験的かつ部分的に共生型サービス（通所介護）を実施いたしましたが、今年度は初頭より本格的な稼働をいたします。現在、利用者は1名のご利用です。

### ⑤障がい者児計画相談支援事業、障がい者居宅介護事業、介護保険訪問介護事業の創立

平成31年4月より、「フリーダム創生」とは別拠点区分の事業として、障がい者児計画相談支援事業を開始いたします。また、状況が許せば、法人において障がい者、高齢者の居宅介護事業の設立を計画しております。ただし訪問介護事業に関しては時期未定としております。計画相談に関しては、今までその利用者にかかる介護計画を他社に依存している状態でありましたが、今後はその利用者の一生（ゆりかごから墓場まで）を総合的に援助することを念頭に、「地域全体でそこに住まう障がい者をサポートする」理念に従い、様々なサービスの仲介役を果たしたいと考えております。訪問事業に関しては利用者の持つ多様なニーズに対応し、高齢者には安心な介護を、障がい者には余暇支援をどのように行うかを検討し事業の開始へ至りたいと考えます。

⑥就労継続 B 型事業の新工場建築そして平成 31 年度下旬の稼働

平成 30 年の 12 月末までに医療福祉機構への融資申し込みを済ませ、入札を終えております。今回の理事会、評議員会の決裁が終了次第、建築工事に取り掛かり、早くとも平成 31 年度 9 月頃から新工場にて B 型事業を実施する予定です。

⑦法人としての後見業務の研究

法人として成年後見業務を受託できないか、その研究を進めて参ります。

2. 理事会・評議員会開催予定

2019 年 3 月下旬 予算評議員会（次期理事、監事の選任）

2019 年 5 月下旬 決算理事会

2019 年 6 月中旬 （日時は前回理事会で決議するが）決算定時評議員会（結審後、現役員の任期終了）

2019 年 6 月下旬 理事会（新役員による、理事長の互選、選任）

その他、必要があれば理事会を随時行う。尚、評議員会の議事内容は理事会において決議する。

3. 監事監査の実施予定

2019 年 5 月中旬予定

4. その他

今年度も「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務」を税理士先生にお願いいたします。